

新発田市トップアスリート等育成・強化事業ジュニア選手育成・
強化活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツにおけるジュニア選手の競技力の向上を図り、国内トップレベルのアスリートを輩出することを目指し、新発田市スポーツ協会等加盟団体のうち、高校生以下のジュニア選手の育成・強化に取り組む団体に対し、新発田市トップアスリート等育成・強化事業ジュニア選手育成・強化活動支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新発田市スポーツ協会等加盟団体」とは、次に掲げる競技団体をいう。

- (1) 新発田市スポーツ協会に加盟する競技団体
- (2) 新発田市スポーツ少年団本部に登録する競技団体

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの団体
- (2) その他市長が認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付（交付決定を含む。）を受けている団体は、補助金の交付対象としない。

3 第1項第1号に掲げる団体のうち、新発田市小学校体育連盟、新発田市中学校体育連盟及び新潟県高等学校体育連盟に加盟する新発田市内の高等学校は、前項の規定にかかわらず、同一年度内において1種目につき1回まで

補助対象とすることができる。

(育成・強化等計画)

第4条 前条に掲げる補助対象団体は、次に掲げる事項を記載した「育成・強化等計画」を有しているものとする。

- (1) 競技名・種目名
- (2) 育成・強化指定選手名簿及び指導者名簿
- (3) 育成・強化等年間活動計画書
- (4) 育成・強化等年間活動収支予算書
- (5) その他計画に必要な内容

(補助対象活動)

第5条 補助金の交付対象となる活動は、第3条の補助対象団体が行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 通常練習の程度を超えて、ジュニア選手の育成・強化を目的として開催される練習会等への参加
- (2) 地区予選会を経た全国大会への参加
- (3) その他市長が認める活動

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する活動に要する経費のうち、本市に住所を有し、かつ、居住する者に係る次の各号に掲げる経費とする。ただし、この要綱に規定する補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費とする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 大会参加費等負担金
- (3) 交通費
- (4) 宿泊費（1泊につき11,800円を上限とする。）
- (5) 講師謝礼

(6) 講師分の食糧費

(7) 消耗品費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で交付することとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市トップアスリート等育成・強化事業「ジュニア選手育成・強化活動支援補助金」交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて補助事業の実施前に市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

(決定通知)

第10条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、交付する場合にあっては新発田市トップアスリート等育成・強化事業「ジュニア選手育成・強化活動支援補助金」交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては新発田市トップアスリート等育成・強化事業「ジュニア選手育成・強化活動支援補助金」不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、20日以内に市長が指定する期日までに、補助事業の成果を記載した新発田市トップアスリート等育成・強化事業「ジュニア選手育成・強化活動支援補助金」実績報告書（別記

第4号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、必要に応じて調査等を実施して補助金の額を確定し、新発田市トップアスリート等育成・強化事業「ジュニア選手育成・強化活動支援補助金」交付確定通知書(別記第5号様式)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。